

農林水産大臣賞典 第25回黒船賞競走 (JpnIII) [指定交流] 実施要領

1 目的

中央競馬及び地方競馬各場の代表馬で交流競走を行うことで、ファンへの魅力あるレース提供、競走馬の資質向上及び競馬の健全な発展、活性化を目的とする。

2 実施期日

令和5年3月14日(火) 令和4年度高知県競馬組合営第18回高知競馬
第2日 第5競走(予定) 発走時刻16時45分(予定)

3 実施競馬場

高知競馬場

4 競走名称

農林水産大臣賞典 第25回黒船賞 (JpnIII) [指定交流]

5 競走距離

1,400m(右廻り・ダート)

6 出走資格

サラブレッド系4歳以上

地方競馬所属馬は、直近の所属後、1走以上している馬で、令和4年2月1日から令和5年2月23日までの重賞競走において5着以内の成績を有する馬。(高知所属馬を除く)

7 出走頭数

12頭以内

ただし、出走頭数に満たない場合は、高知競馬所属馬を繰り上げる。

8 負担重量

56kg 牝2kg減 (南半球産馬については、4歳1kg減)

令和5年3月9日までのG I (Jpn I) 競走1着馬3kg増・G II (Jpn II) 競走

1着馬2kg増・G III (Jpn III) 競走1着馬1kg増(ただし、2歳競走は除く)

騎手の減量規定は適用しない。

9 賞金等

(1) 馬主に関するもの

ア 本賞金(進上金対象)	1着	30,000,000円
	2着	10,500,000円
	3着	6,000,000円
	4着	3,000,000円
	5着	1,500,000円
イ 着外賞金(進上金対象)	6着以下	700,000円
ウ 出走手当		130,000円
エ 優先出走馬出走奨励金(優先出走馬のみ)		1,000,000円
オ 特別参加手当(日本中央競馬会及び高知競馬所属馬のみ)		200,000円
カ 馬輸送費(日本中央競馬会及び高知競馬所属馬を除く)		

各馬の所属場を起点かつ終点とした場合を上限とし、実際の輸送区間に応じた額を支給する。

ただし、出走後、他場交流競走に出走するため移動した場合、その移動については支給対象としない。

また、輸送業者からの交流競走促進事業における馬輸送実績報告書提出により起点及び終点の確認とする。

支給上限	北海道	650,000円
	岩手	500,000円
	浦和	400,000円
	船橋	400,000円
	大井	400,000円
	川崎	400,000円
	金沢	250,000円
	笠松	250,000円
	愛知	250,000円
	兵庫	200,000円
	佐賀	250,000円

上記額は往復した場合。起点と終点異なる場合は、按分する。

キ レコード賞 10,000円

ク ダートグレード競走褒賞金（地方競馬全国協会競走振興事業）

5着以内の地方競馬最先着馬 1,000,000円

※同着の場合は、対象馬数により除した額（千円未満切り上げ）

(2) 調教師に関するもの

ア 調教師賞

1着	200,000円
2着	100,000円
3着	50,000円

イ 調教管理手当 10,000円

ウ 特別参加手当（高知を除く） 60,000円

エ レコード賞 10,000円

オ ダートグレード競走調教師褒賞金（地方競馬全国協会競走振興事業）

5着以内の地方競馬最先着馬 300,000円

※同着の場合は、対象馬数により除した額（千円未満切り上げ）

※賞典停止の対象外とする。

(3) 調教助手に関するもの

ア 調教助手賞

1着	200,000円
2着	100,000円
3着	50,000円

イ 調教助手手当 10,000円

ウ 特別参加手当 60,000円

エ レコード賞 10,000円

(4) 騎手に関するもの

- | | | |
|--|----|----------|
| ア 騎手賞 | 1着 | 200,000円 |
| | 2着 | 100,000円 |
| | 3着 | 50,000円 |
| イ 騎乗手当 | | 10,000円 |
| ウ 特別参加手当（高知を除く） | | 60,000円 |
| エ レコード賞 | | 10,000円 |
| （5）きゅう務員に関するもの | | |
| ア きゅう務員賞 | 1着 | 200,000円 |
| | 2着 | 100,000円 |
| | 3着 | 50,000円 |
| イ 引き馬手当 | | 10,000円 |
| ウ きゅう務手当 | | 支給しない |
| エ 特別参加手当（高知を除く） | | 60,000円 |
| オ レコード賞 | | 10,000円 |
| （6）NAR生産牧場賞 | | 500,000円 |
| 1着馬の生産牧場で次に掲げる条件を備えるものに対し、日本軽種馬協会から交付する。
ただし、外国産馬の場合は交付しない。 | | |
| ア 当該馬が生まれた時、その母馬の飼養をしていたこと。 | | |
| イ 現に日本国内で軽種馬の生産事業を行っていること。 | | |
| ウ 官公庁もしくは公的性格を有する機関であって日本軽種馬協会が指定する団体ではないこと。 | | |
| ※同着馬の生産者のうち交付を受ける資格を有する者が複数であった場合は、その数で等分して交付する。（千円未満の端数切り捨て） | | |
| （7）その他 | | |
| 上記以外の報償金に関するもの及び交付制限等については、別に定める令和4年度高知競馬賞金諸手当交付要綱に基づいて交付する。 | | |

10 副賞

- （1）第1着馬主
 - 農林水産大臣賞
 - 高知県知事賞
 - 日本中央競馬会理事長賞
 - 日本馬主協会連合会長奨励賞
 - 地方競馬全国協会理事長賞
 - 全国公営競馬主催者協議会会長賞
 - 日本地方競馬馬主振興協会会長賞
 - 高知県馬主協会会長賞
- （2）第1着調教師
 - 高知県知事賞
 - 地方競馬全国協会理事長賞
- （3）第1着調教助手

高知県知事賞
地方競馬全国協会理事長賞

(4) 第1着騎手

高知県知事賞
地方競馬全国協会理事長賞

(5) 第1着きゅう務員

高知県知事賞
地方競馬全国協会理事長賞

1 出走資格

サラブレッド系4歳以上

地方競馬所属馬は、直近の所属後1走以上している馬で、令和4年2月1日から令和5年2月23日までの重賞競走において5着以内の成績を有する馬。(高知所属馬を除く)

2 出走頭数

12頭以内

ただし、出走可能頭数に満たない場合は、高知競馬所属馬を繰り上げる。

3 欠格事項

(1) 日本中央競馬会所属馬

日本中央競馬会番組等の定めるところによる。(調教再審査・タイムオーバー・鼻出血等で出走停止・制限等の期間が令和5年3月14日にかかっている馬)

(2) 地方競馬所属馬

ア 直近の所属後、1走以上していない馬。

イ 令和4年2月1日から令和5年2月23日までの重賞競走において5着以内の成績を有しない馬。(高知所属馬を除く)

ウ 調教不十分と認められる馬

エ 視力の正常でない馬(隻眼は不可)

オ 競走に参加して他の馬又は騎手に危険を及ぼす恐れがあると認められる馬

カ 能力が著しく劣ると認められる馬

キ 高知県競馬組合が許可した馬房以外に繋養している馬

ク 出走停止及び出走制限の期間が令和5年3月14日(高知所属馬3月11日)にかかっている馬

ケ 出走した日から起算して6日を経過していない馬

コ 競走の公正を害する恐れがある馬

サ その他、所属競馬場での番組要綱等で申し込み及び出走を拒否されている馬

4 出走希望馬の予備登録締切り及び予備登録手続

(1) 日本中央競馬会所属馬

令和5年2月26日(日)

別紙予備登録用紙に必要事項記入の上、申し込むこと。

(FAX及び電子メール可)

(2) 地方競馬所属馬(高知を除く)

令和5年2月24日(金)

別紙予備登録用紙に必要事項記入の上、馬登録証の写しと合わせて申し込むこと。

(FAX及び電子メール可)

(3) 高知競馬所属馬

令和5年3月8日(水)

5 出走予定馬の決定及び発表

(1) 日本中央競馬会所属馬

令和5年2月26日(日)

令和5年3月9日(木) 16時30分までに出走予定馬が辞退した場合は、補欠馬を繰り上げる。

(2) 地方競馬所属馬(高知を除く)

令和5年2月26日(日)

令和5年3月9日(木) 17時までに出走予定馬が辞退した場合は、補欠馬を繰り上げる。

(3) 高知競馬所属馬

令和5年3月8日(水)

令和5年3月10日(金) 9時までに出走予定馬が辞退した場合は、補欠馬を繰り上げる。

6 選定基準

(1) 日本中央競馬会所属馬

日本中央競馬会が決定。

(2) 地方競馬所属馬

①優先出走馬

下記に該当する馬に優先出走を認める。

ア 第12回大高坂賞(令和5年1月15日高知競馬実施)の第1着馬

イ 第20回黒潮スプリンターズカップ(令和5年1月29日高知競馬実施)の第1着馬

ウ 第10回だるま夕日賞(令和5年2月12日高知競馬実施)の第1着馬

②その他

競走実績を参考に、高知県競馬組合が選定する。

7 登録及び免許申請(日本中央競馬会所属馬)

令和5年3月1日(水)

8 出走申込み及び騎乗申込み

(1) 提出書類等

ア 交流競走にかかる出走申込書

イ 調教師届出書

ウ 騎乗申込書

エ 出走申込料 1頭 100円(1開催につき)

オ 騎乗申込料 1名 100円(1開催につき)

(2) 申込み締切日

令和5年3月9日(木)

(3) その他

補欠馬も同様に申込みが必要となる。

申込み締切日以降のきゅう務員変更は、特別な場合を除き認めない。

9 出走投票

(1) 日時

令和5年3月10日(金) 9時30分から10時

(2) 投票場所

高知県競馬組合事務局

他地区の馬主代理人は、番組編成委員に電話連絡し、それをもって出走投票とする。

10 輸送及びいきゅう

(1) いきゅう開始日

令和5年3月10日(金)

9時から17時の間に入きゅうすること。

(2) 場所

高知競馬場 交流競走馬房

(3) 最終いきゅう日時

令和5年3月14日(火) 正午

(4) いきゅう時提出書類

ア 健康手帳

イ 馬運車消毒証明書(主催者証明のあるもの)

(5) 経費

ア 馬輸送費

日本中央競馬会所属馬

日本中央競馬会負担

地方競馬所属馬

馬輸送費を支給する。(実施要領賞金等に記載)

イ 診療費・装蹄費

自己負担

ウ 馬糧費

自己負担

エ 敷料代

寝わら・ウッドチップは高知県競馬組合が用意する。
オガコは自己負担で持ち込むこと。

オ きゅう舎貸付料

無料

カ 水道光熱費

無料

(6) その他

この競走に出走した日本中央競馬会所属馬が高知県競馬組合に転きゅうする場合は、一旦退きゅうし中央競馬競走馬登録の抹消を完了させること。

11 馬検査

馬体照合及び歩様検査を行う。実施日時はいきゅう後決定する。

12 騎手について

(1) 騎乗資格

高知競馬場において騎乗することのできる騎手免許を有している者。

(2) 騎乗馬

ア 高知競馬所属馬の騎乗者は、原則として高知競馬所属騎手とする。ただし、病気や騎乗停止で騎乗できない場合又は開催執務委員長が認めた場合は、他地区所属騎手に依頼できるものとする。

イ 他地区所属馬の騎乗者は、原則として他地区所属騎手とする。ただし、病気や騎乗

停止で騎乗できない場合又は開催執務委員長が認めた場合は、高知競馬所属騎手に依頼できるものとする。

ウ 日本中央競馬会所属馬の騎乗者は、日本中央競馬会所属騎手もしくは高知競馬所属騎手のみとする。

(3) 減量騎手

騎乗できるが、減量はしない。

(4) 騎手服（勝負服）

日本中央競馬会所属馬については、同馬の馬主が日本中央競馬会に登録した服とする。ただし、やむを得ない事由により登録している服色を使用できない場合又は馬主の服色登録のない場合は、当組合が貸与する。

地方競馬所属馬については、所属主催者の指定を受けた個人騎手服を使用する。

馬主服を使用する場合は、高知県競馬組合地方競馬実施規則に基づき申請を行うこと。

騎手服等、すべての着用物において、広告入りのものを着用することは認めない。

(5) 保護ベスト

騎乗に際しては保護ベスト（プロテクター）を着用すること。

(6) 測位計測用タグ

騎乗に際しては測位計測用器具（Quuppa タグ）を装備すること。タグ装備用の保護ベストは組合で貸与する。個人所有の保護ベストを使用する場合は、高知県競馬組合に事前申請すること。（テープで保護ベストに貼り付ける）

(7) 災害補償

日本中央競馬会所属騎手は、日本中央競馬会騎手災害補償運営規則による。

他地区の騎手は高知県競馬組合が保険会社と契約する。

契約のため、他地区の騎手は印鑑を持参すること。

ア 保険会社 損害保険ジャパン株式会社

イ 補償金額

死亡・後遺障害 5,000万円（最高）

入院日額 15,000円（180日限度）

通院日額 10,000円（90日限度）

(8) 当該競走以外の騎乗

当日の全競走（当該競走含む8騎乗を限度）に騎乗できる。

(9) 最終集合時刻

令和5年3月14日（火） 高知競馬場検量所

騎乗予定競走発走時刻の2時間前に来場すること。

(10) JRA 所属騎手の騎乗制限

上記（1）から（9）に関わらず、JRA 所属騎手は、当該競走の JRA 所属馬以外の騎乗は認めない。なお、取り扱いを変更した場合、別途通知する。

13 当該競走に関すること

(1) 蹄鉄

所属場で許可されているものについては許可する。

(2) 馬装具

特殊なものについては、事前に連絡すること。

(3) 出走取消・競走除外

番組確定後、疾病等で出走を取り消す場合は、競走当日の9時までに番組編成委員（高知県競馬組合競走課）に連絡すること。

この時間を過ぎた場合は、競走除外として取り扱う。

(4) 当日提出物

馬登録証

14 薬物使用について

(1) 高知県競馬組合地方競馬実施規則第37条に基づき、出走投票した馬は、競走日前日以降は獣医委員の許可なく薬物を使用してはならない。

また、薬物の影響下にある馬は出走してはならない。

(2) 競走終了後、第2着までに入線した馬及び裁決委員が指定した馬1頭に理化学検査を実施する。(出走馬が10頭以内の場合は第2着までの馬のみ)

15 一般治療

出走投票した馬は、競走の前日以降は獣医委員の許可なく一切の治療行為を受けてはならない。

16 馬傷害見舞金

日本中央競馬会所属馬は、日本中央競馬会競走馬事故見舞金支給規程により、日本中央競馬会が支給する。ただし、当該競走中の事故により死亡又は安楽死処理をした馬で、死体を化製処理した場合は、当該処理等に要する経費を高知県競馬組合が負担する。

17 賞金等の交付

以下のとおり、令和5年3月24日(金)に振り込む。

(1) 馬主

ア 振込先 対象者の指定口座
イ 内容 本賞金又は着外賞金
(20%は進上金として調教師及び騎手の指定口座に振り込む)
諸手当、輸送費

(2) 調教師

ア 振込先 対象者の指定口座
イ 内容 調教師賞、諸手当、進上金(本賞金又は着外賞金の15%)

(3) 調教助手(調教師補佐)

ア 振込先 調教師の指定口座
イ 内容 調教助手賞、諸手当

(4) 騎手

ア 振込先 対象者の指定口座
イ 内容 騎手賞、諸手当、進上金(本賞金又は着外賞金の5%)

(5) きゅう務員

ア 振込先 調教師の指定口座
イ 内容 きゅう務員賞、諸手当

18 その他

(1) この細目に定めのない事項については、その都度協議の上決定する。

(2) 当該競走に関する連絡先等

高知県競馬組合 競走課 松本、橋田、高橋

〒781-0271 高知県高知市長浜宮田2000番地

電話番号 088-841-5123

FAX 088-841-5130

<参考>

2023年3月14日(火) 令和4年度 第18回高知競馬 第2日 発走時刻等(予定)

第1競走発走	14時30分
第2競走発走	15時00分
第3競走発走	15時35分
第4競走発走 はりまや盃	16時10分
第5競走発走 第25回黒船賞(JpnⅢ)	16時45分
はりまや盃 表彰式(実施予定)	16時55分頃
第25回黒船賞(JpnⅢ) 表彰式(実施予定)	17時05分頃
第6競走発走	17時35分
第7競走発走	18時10分
第8競走発走	18時40分
第9競走発走	19時15分
第10競走発走	19時45分
第11競走発走	20時15分
第12競走発走	20時45分

※12競走の場合

高知競馬場-高知空港間は、タクシーで40分程度